

2025（令和7）年度 大阪大学大学院高等司法研究科

一般選抜／特別選抜（法曹コース開放型）法律科目試験（刑法）出題の趣旨

本問は、甲がAを殺害するため、Aに対し、川に飛び込んで死ぬように命じるなどの一連の行為をした結果、Aが甲の命令に応じて川に飛び込む以外の行為を選択することができない精神状態に陥り、自ら川に飛び込んだという事実、Aが川に流されていることに気付いた乙が、Aを助けようとして川に入り、その腕をつかんだが、翻意して助けるのをやめたという事実、及び、川に流されたAが溺死したという事実を素材として、殺人罪の実行行為性（殺人罪と自殺関与罪・同意殺人罪の区別、被害者の行為を利用した間接正犯等）、因果関係、故意、遺棄の罪の成立要件等、刑法総論・各論についての基本的な知識と理解を問うとともに、事案分析能力、論述力を試すものである。